

「これからの家庭教育支援の具体的施策について」答申の骨子

1. 家庭教育の意義と役割

(1) 家庭教育支援の法的意義

- ・父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する
- ・国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない（「教育基本法」第10条より）

(2) 家庭教育支援と子育て支援等の関係

- ・家庭教育支援 = 家庭において保護者によって行われる教育に対する支援
- ・子育て支援 = 様々な場における子どもの養育・保育・教育・療育に対する支援

(3) 目黒区世論調査における子どもの育ちへの意識

- ・「家庭の教育を充実させること」が重要と考える区民が63.5%

2. 家庭教育支援の現状と課題

(1) 家庭教育を取り巻く現状と課題

- ・保護者の身近に子育てを相談できる環境が以前より整っていない
- ・子育てについて学ぶ機会へのニーズより子育てについての情報に対するニーズが高い

(2) 家庭教育支援事業の現状と課題

- 学習機会提供事業
- ア) 社会教育講座：幅広いテーマの学習機会を提供しているが、保護者の仲間づくりの支援や、必要とする人に届けることが課題。
- イ) PTAによる委託家庭教育学級・講座：保護者が参加しやすい学習機会だが、参加者は減少傾向にある。開催可能な内容と保護者・運営委員が希望する内容との落差、運営委員の負担軽減が課題。
- 団体支援：目黒区内で青少年の健全育成活動を行う団体と保護者をつなげることが課題
- 情報提供：「めぐろ子ども・子育てネット」は子ども政策課が担当するため家庭教育の情報がない。悩んでいるときに身近な場で情報を入手できるようにする必要がある。
- その他：教育委員会事務局と子育て支援部の連携が不十分



3. これからの家庭教育支援策

(1) 学習機会の提供

社会教育講座：「集める」家庭教育支援から「届ける」家庭教育支援へ

- (例)・連続性のある講座の実施
- ・家庭教育講座ビデオの貸し出し
 - ・出前家庭教育講座の実施
 - ・インターネットによる双方向リアルタイム講座
 - ・参加者が企画者になれるようしくみづくり

PTAによる委託家庭教育学級・講座：保護者のニーズや興味の変化に対応した内容での実施を可能に

- (例)・テーマ設定の柔軟化
- ・学校の壁を超えた委託方法の検討
 - ・運営担当者に対する支援の強化
 - ・PTA以外の団体に対する委託

学校をはじめとする関係機関・団体との連携：保育所、幼稚園、学校、PTA、図書館、美術館、博物館、文化施設、青少年育成団体等との連携の強化

- (例)・児童館との連携による家庭教育講座
- ・学校等での就学直前の児童の保護者対象の家庭教育支援事業
 - ・保育士・教諭による家庭教育支援
 - ・青少年育成団体の活用

(2) 地域の組織・青少年育成団体の支援と連携：共同で子育てをするための集団形成の支援

- (例)・児童館のつどいに参加する親子の仲間作り
- ・家庭教育について学習する団体の支援
 - ・地域教育懇談会や青少年育成団体と保護者の関係形成
 - ・地域の家庭教育支援ネットワークの形成

(3) 情報提供：様々な子育て支援情報を保護者に伝える

- (例)・目黒区のホームページの活用
- ・目黒区の家庭教育支援プログラムの作成
 - ・学校から発信する家庭教育支援プログラムの提供
 - ・メールを使った情報提供
 - ・私立の幼稚園・小中学校に対する広報の実施
 - ・ツイッターやフェイスブックの利用

(4) 行政内部の連携：関係機関の連携強化と情報交換

- (例)・教育委員会事務局と子育て支援部における情報の共有
- ・子ども家庭支援センターや福祉事務所との連携による仲間づくりの支援や学習機会の提供